

誓 約 書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

(申込者) 所 在 地
法 人 名
代表者氏名

㊞

貴市における道頓堀川・船着場ネーミングライツパートナー企業募集につき、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

記

1. 道頓堀川・船着場ネーミングライツパートナー企業募集要項「6. 応募資格」を満たしていること
2. パートナー契約後に前項に定める条件を満たさないことが判明した場合、大阪市の判断により、一方的に契約を解除する場合があることに同意すること

参 考

道頓堀川・船着場ネーミングライツパートナー企業募集要項「6. 応募資格」

- ・ 公共施設のパートナー企業にふさわしい法人、及び当該法人と本市との仲介業務を行うことができる広告代理業を営む法人を応募の対象とします。ただし、広告代理業を営む法人の場合は、募集対象船着場ごとに具体的なパートナー企業の提示が必要となります。
- ・ 大阪市建設局河川管理施設ネーミングライツ実施要領第4条に反する企業等は除きます。
- ・ 市税に係る徴収金に滞納がないこと、かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税に滞納がないことが必要です。

大阪市河川管理施設ネーミングライツ実施要領第4条

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) 商品先物取引に関するもの
- (4) たばこの製造又は販売業（電子たばこ含む）

- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売誘引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第 30 条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く。
- (10) 探偵事務所等の調査会社
- (11) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・リサイクルショップ等
- (12) 業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- (14) 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
- (15) いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体又は特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- (16) 公共機関又は行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている企業等
- (17) 市税を滞納している事業者
- (18) その他、建設局長が不適當と認めるもの